

## 四日市市高齢運転者安全対策事業補助金実施要領

### (目的)

第1条 この実施要領は、四日市市高齢運転者安全対策事業補助金実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金交付の適正な事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付申請書等の受付期間)

第2条 要綱第7条第1項に規定する登録の申請の受付期間は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までとする。

2 要綱第10条に規定する交付申請の受付期間は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までとする。

### (予算が不足する場合の措置)

第3条 補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。

### (四日市市高齢運転者安全対策事業申込書兼誓約書の添付書類)

第4条 要綱第12条に規定する四日市市高齢運転者安全対策事業申込書兼誓約書の添付書類は次のとおりとする。

- 一 運転免許証の写し
- 二 自動車検査証の写し
- 三 市税の完納証明書（四日市市高齢運転者安全対策事業申込書兼誓約書申込日の3カ月以内に取得したもの）

### (後付け装置取扱事業者が保存すべき書類)

第5条 要綱第23条に規定する後付け装置取扱事業者が保存すべき書類は次のとおりとする。

- 一 四日市市高齢運転者安全対策事業申込書の写し
- 二 運転免許証の写し
- 三 自動車検査証の写し
- 四 市税の完納証明書の写し

### 附則

#### (施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。